

J Aポイントサービス会員（メンバーズカード）規約新旧対照表

新	旧	コメント
<p>第1条～第7条 略</p> <p>第8条 退会等</p> <p>(1) ポイント会員は自己の都合によりいつでも退会することができます。ポイント会員による退会は、当J A所定の書面を提出することによります。また、退会によりポイントは失効します。</p> <p>(2) 前項の規定にかかわらず当J Aが必要と認める場合にはポイント会員は即時に退会できない場合があります。解約によって生じた損害については、当J Aは一切の責任を負いません。</p> <p>(3) ポイント会員が次の各号にひとつでも該当する場合は、当J Aはポイント会員に通知することなくポイント会員の退会処理または本契約に基づくサービスの一部もしくは全部の提供を停止することができます。退会によって生じた損害については、当J Aは一切の責任を負いません。</p> <p>①ポイント会員が当J Aに対して負担する債務の一部でも履行を遅延した場合など、当J Aが本契約の解約を必要とする相当の事由が生じた場合</p> <p>②ポイント会員が本規約や当J Aとの他の取引約定に違反した場合など、当J Aが本契約の解約を必要とする相当の事由が生じた場合</p> <p>③住所変更の届出を怠るなど、ポイント会員の責めに帰すべき事由によって当J Aにおいてポイント会員の所在が不明となった場合</p> <p>④ポイント会員に支払の停止または破産もしくは民事再生手続</p>	<p>第1条～第7条 略</p> <p>第8条 解約等</p> <p>(1) 本契約は、ポイント会員または当J Aの一方の事情でいつでも解約することができます。ただし、当J Aに対する解約の通知は当J A所定の書面によるものとします。なお、その場合ポイントは失効し特典に引き換えることはできません。</p> <p>(2) 当J Aの事情により本契約を解約した時は、郵送等でポイント会員あてに通知いたします。解約によって生じた損害については、当J Aは一切の責任を負いません。</p> <p>(3) ポイント会員が下記によりひとつでも該当する場合は、当J Aはいつでもポイント会員に通知することなく本契約を解約または本契約に基づくサービスの一部もしくは全部の提供を停止することができます。</p> <p>①ポイント会員が当J Aに対して負担する債務の一部でも履行を遅延した場合など、当J Aが本契約の解約を必要とする相当の事由が生じた場合</p> <p>②ポイント会員が本規約や当J Aとの他の取引約定に違反した場合など、当J Aが本契約の解約を必要とする相当の事由が生じた場合</p> <p>③住所変更の届出を怠るなど、ポイント会員の責めに帰すべき事由によって当J Aにおいてポイント会員の所在が不明となった場合</p> <p>④ポイント会員に支払の停止または破産もしくは民事再生手続</p>	

新	旧	コメント
<p>開始の申立があった場合</p> <p>⑤ポイント会員が反社会的勢力に該当することが判明した場合</p> <p>(4)ポイント会員が亡くなられた時には、ポイント会員としての資格を自動的に失いますので、ポイント会員の解約となり、ポイントは自動的に失効となります。</p> <p>(5)本契約は、ポイント会員一人につき、一契約とします、万一、二契約なされた場合、当JAはその二契約のうち任意の一契約を解約できるものとします。</p> <p>第9条～第14条 略</p>	<p>開始の申立があった場合</p> <p>(4)ポイント会員が亡くなられた時には、ポイント会員としての資格を自動的に失いますので、ポイント会員の解約となり、ポイントは自動的に失効となります。</p> <p>(5)本契約は、ポイント会員一人につき、一契約とします、万一、二契約なされた場合、当JAはその二契約のうち任意の一契約を解約できるものとします。</p> <p>第9条～第14条 略</p>	

附 則

この規約の変更は、令和2年4月1日から効力を生ずる。